更正の請求書・修正申告書作成コーナー

~所得税の更正の請求書・修正申告書作成のための操作の手引き~

修正申告書作成マニュアル 扶養控除等を修正する方で、 確定申告書データをお持ちでない方用



既に提出した所得税の確定申告書の扶養控除等に修正が必要な場合の修正申告書の作成手順を説明します。

※ 画面イメージは、実際の画面と異なる場合があります。

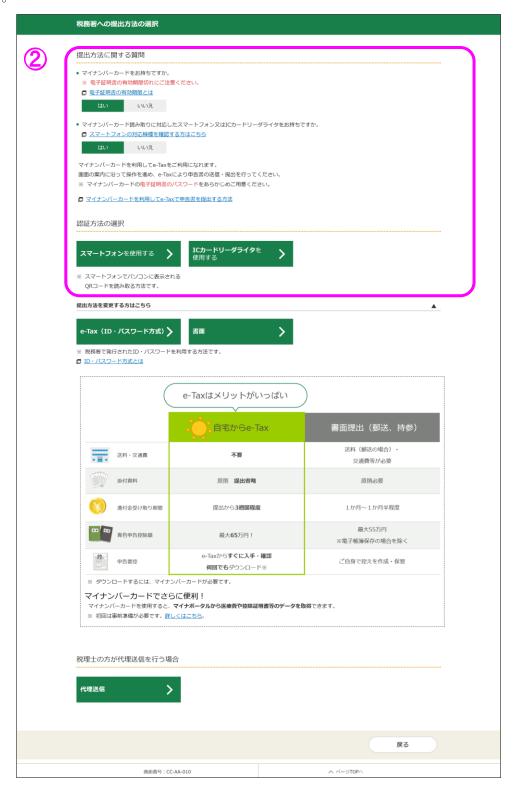
1 作成開始

所得税の修正申告書の作成開始までの操作手順を説明します。

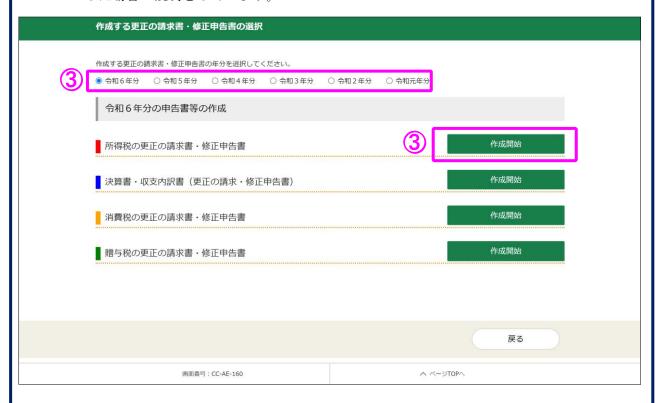
① 「新規に更正の請求書・修正申告書を作成する」を押してください。



② 「提出方法に関する質問」に回答して、税務署へ修正申告書を提出する際の提出方法を選択します。マイナンバーカードをお持ちの方は「スマートフォンを使用する」ボタン又は「IC カードリーダライタを使用する」ボタンを、マイナンバーカードをお持ちでない方は「e-Tax (ID・パスワード方式)」ボタン又は「書面」ボタンを押します。



- ③ 表示されているラジオボタンから、作成する修正申告書の年分に応じてラジオボタンを選択し、「作成開始」ボタンを押してください。
 - この後、先ほど選択した提出方法に応じて、マイナンバーカードの認証や利用者識別 番号の入力等を行ってください。
 - ※ この操作の手引きでは、「令和6年分」の所得税の修正申告書の「作成開始」を選択 した場合の説明をしています。



2 「確定申告書データ読込」画面

「次へ」ボタンを押してください。



3 「本人情報の確認等」画面

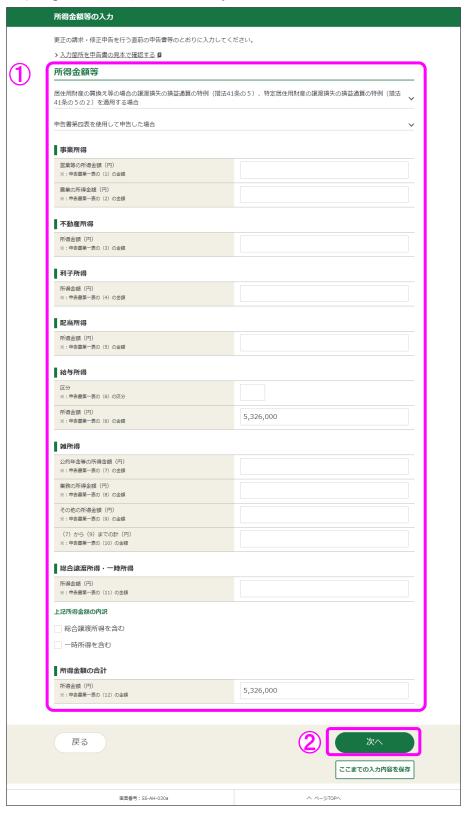
- ① 「生年月日」を入力します(マイナンバーカード方式や ID・パスワード方式を 選んだ場合は、利用者識別番号から検索した情報が入力された状態で表示されます。)。
- ② 青色申告の承認を受けている場合は、「青色申告の承認を受けている」にチェックを付けてください。
- ③ 「次へ」ボタンを押してください。



4 「所得金額等の入力」画面

【更正の請求・修正申告前の所得金額等の入力】

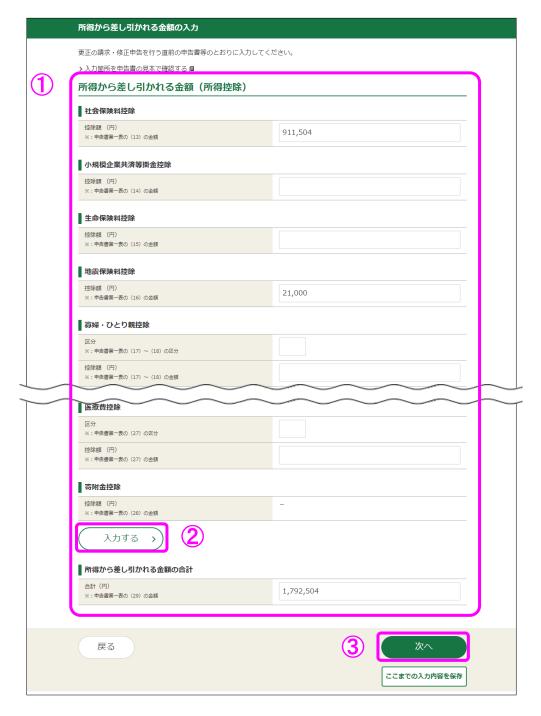
- ① 確定申告書第一表の控えなどを基に、更正の請求・修正申告前の所得金額等を入力してください。
- ② 「次へ」ボタンを押してください。



5 「所得から差し引かれる金額の入力」画面

【更正の請求・修正申告前の所得から差し引かれる金額(所得控除)の入力】

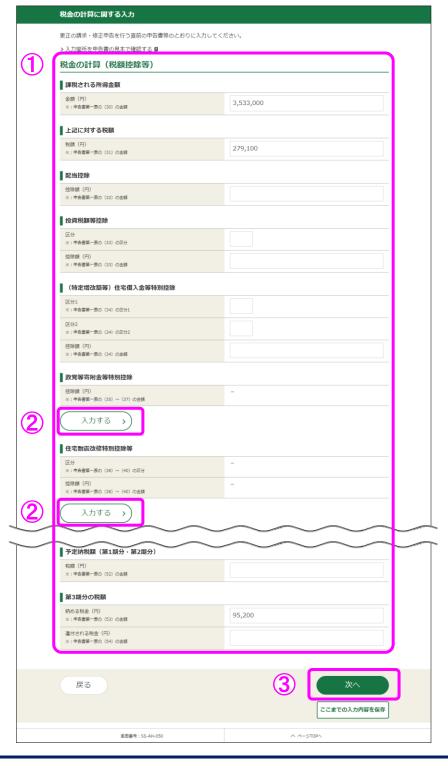
- ① 確定申告書第一表の控えなどを基に、更正の請求・修正申告前の所得から差し引かれる金額(所得控除)を入力してください。
- ② 寄附金控除の入力がある場合は、「入力する」ボタンを押してください。(寄附金 控除の入力方法は、「更正の請求書・修正申告書作成編(確定申告書データをお持ちでない場合)」の P12「寄附金控除等の入力」画面の入力方法をご参照ください。)
- ③ 「次へ」ボタンを押してください。



6 「税金の計算に関する入力」画面

【更正の請求・修正申告前の税金の計算(税額控除等)に関する入力】

- ① 確定申告書第一表の控えなどを基に、更正の請求・修正申告前の税金の計算 (税額控除等) を入力してください。
- ② 政党等寄附金等特別控除、または住宅耐震改修特別控除等の入力がある場合は、「入力する」ボタンを押してください(「寄附金控除等の入力」画面の入力方法は、「更正の請求書・修正申告書作成編(確定申告書データをお持ちでない場合)」のP12、「住宅耐震改修特別控除等の入力」画面の入力方法はP13をご参照ください。)。
- ③ 「次へ」ボタンを押してください。



7 「その他の項目に関する入力」画面

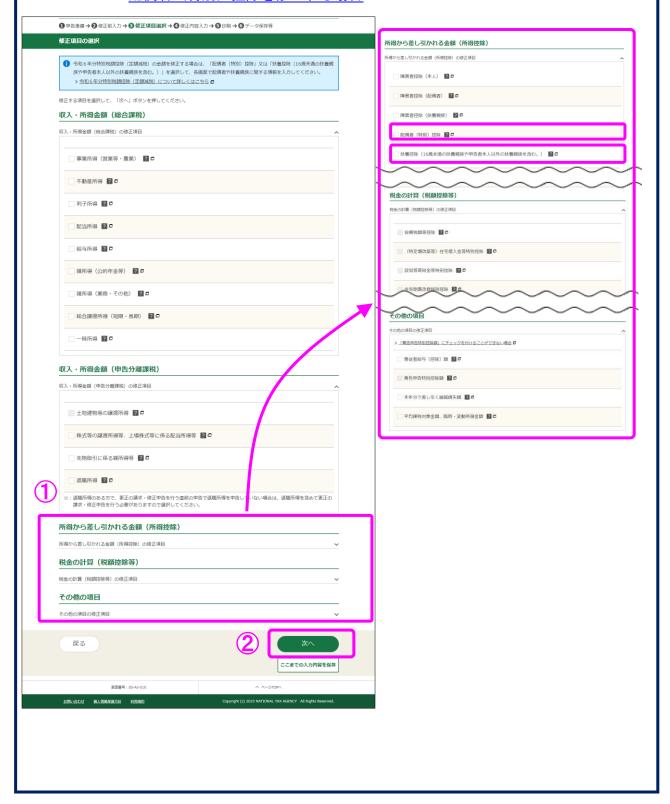
【更正の請求・修正申告前のその他の項目に関する入力】

- ① 確定申告書第一表の控えなどを基に、修正申告前のその他の項目を入力してください。
- ② 本年分で差し引く繰越損失額や翌年分以後に繰り越す損失額がある場合は、「入力する」ボタンを押してください(翌年分以後に繰り越す損失額がある方は、「更正の請求書・修正申告書作成編(確定申告書データをお持ちでない場合)」のP14「本年分で差し引く繰越損失額等の入力」画面の入力方法をご参照ください。)。
- ③ 申告分離課税の所得がある場合は、「申告分離課税の入力を行う」にチェックを付けてください(所得金額(申告分離課税)の入力方法は、「更正の請求書・修正申告書作成編(確定申告書データをお持ちでない場合)」の P11「所得金額(申告分離課税)」画面の入力方法をご参照ください。)。
- ④ 「次へ」ボタンを押してください。

	その他の項目に関する入力					
	事工へほせ、校工由作も仁2万前の由作事等のレヤハニコセニテノゼセン					
	更正の請求・修正申告を行う直前の申告書等のとおりに入力してください。 > 入力箇所を申告書の見本で確認する 個					
(1)	その他の項目					
	専従者給与(控除)の合計額					
	合計額 (円) ※:中告書第一表の (59) の全額					
	青色申告特別控除額					
	控除領 (円) ※:申告書第一表の (60) の全額					
	本年分で差し引く繰越損失額					
	損失額(円) — ※:中告審第一表の(63)の全額					
2	入力する・)					
1	平均課稅対象金額					
T)	金額 (円) ※: 中古書第一表の (64) の金額					
	変動・臨時所得金額					
	区分 ※: 中広音第一表の (65) の区分					
	所得金額 (円) ※: 申告書第一表の (65) の金額					
申告分離課税の有無						
更正の請求・修正申告を行う直前の申告等について、申告分離課税の所得がある場合は、「申告分離課税の入力を行う」にチェッ						
	付けてください。 > 車告分離課税とは ロ					
3	申告分離課税の入力を行う					
	戻る 4 次へ					
	ここまでの入力内容を保存					

8 「修正項目の選択」画面

- ① 下図の①の右側にある、「∨」を押すと選択肢が表示されますので追加訂正等をする 項目を選択してください。
- ② 追加訂正等項目の選択終了後、「次へ」ボタンを押してください。
 - なお、それぞれの修正画面の入力方法は、以下のリンクをご参照ください。
 - ⇒ 扶養控除を修正する場合
 - ⇒ 配偶者(特別)控除を修正する場合



9 「更正の請求・修正申告額の入力」画面(扶養控除を修正する場合)

① P6「所得金額の入力」画面等において入力した項目が「修正前」の欄に表示されます。「入力する」ボタンを押して、修正後の内容を入力してください。

なお、修正前と修正後が同じ金額であっても入力が必要です。

② 扶養控除が入力できるようになりますので、「訂正する」ボタンを押してください。



10 「扶養控除の入力」画面

① 「+扶養控除を入力する」ボタンを押して次の画面へ進みます。





- ② 扶養控除の対象となる者の情報を入力します。
- ③ 複数人入力する場合は「もう1件入力する」を押してください。 入力が終わりましたら、「入力内容の確認」ボタンを押してください。



(⇒次ページへ続く)



④ 入力内容を確認し、誤りが無ければ「入力終了」ボタンを押してください。



11 「更正の請求・修正申告額の入力」画面の終了

- ① 扶養控除の額が修正されます。
- ② 配偶者(特別)控除の修正の必要がない場合は、「次へ」ボタンを押すと、「計算結果の確認」画面が表示されます。「計算結果の確認」画面は、以下のリンクからご確認ください。
 - ⇒「計算結果の確認」画面



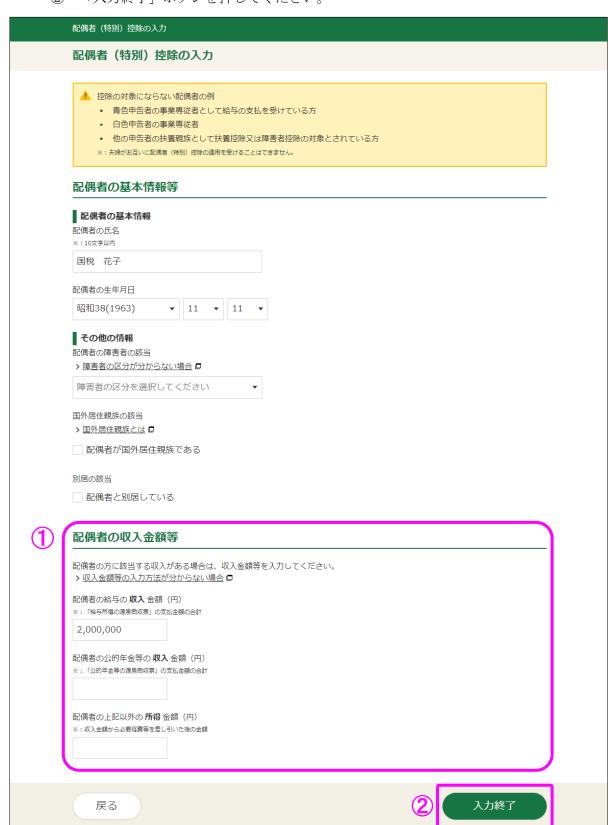
12 「更正の請求・修正申告額の入力」画面(配偶者(特別)控除を修正する場合)

- ① P6「所得金額の入力」画面等において入力した項目が「修正前」の欄に表示されます。「入力する」ボタンを押して、修正後の内容を入力してください。 なお、修正前と修正後が同じ金額であっても入力が必要です。
- ② 配偶者(特別)控除の「訂正する」ボタンを押してください。



13 「配偶者(特別)控除の入力」画面

- ① 配偶者の収入金額等を確認し、入力してください。
- ② 「入力終了」ボタンを押してください。



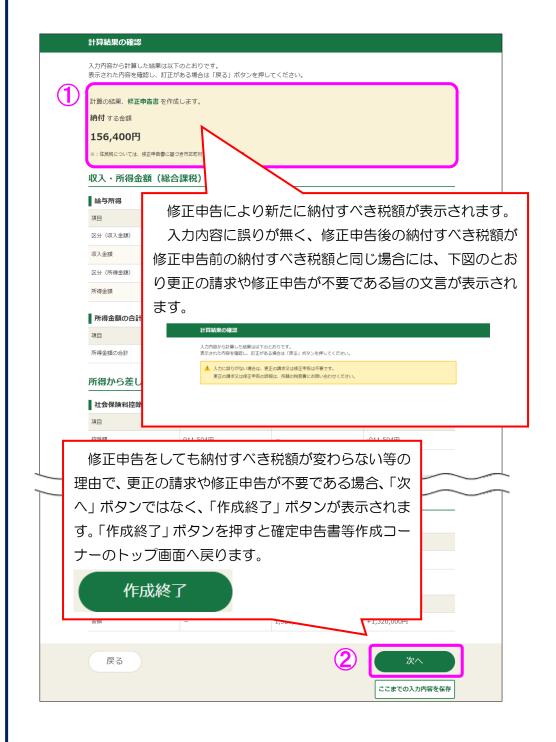
14 「更正の請求・修正申告額の入力」画面の終了

- ① 配偶者(特別)控除の額が自動的に計算されます。 修正後の入力有無が「入力あり」になっていることを確認してください。
- ② 「次へ」ボタンを押してください。



15 「計算結果の確認」画面

- ⑥ 修正申告により新たに納付すべき税額が表示されていますので確認してください。
- ※ 訂正する項目がある場合には、「戻る」ボタンを押すと P12「更正の請求・修正申告額の入力」画面に戻りますので、該当する項目の「訂正する」ボタンを押して入力内容を訂正してください。
- ② 確認が終わりましたら、「次へ」ボタンを押してください。



16 「修正申告によって異動した事項の入力」画面

- ① 修正申告によって異動した事項について、入力してください。
- ② 入力が終わりましたら、「次へ」ボタンを押してください。



17 「財産債務調書の作成」画面

- 取産債務調書の提出基準に該当する場合は、「12月31日において合計額が10億円以上の財産を保有している。」をチェックし、「入力する」ボタンを押して、「財産・債務の入力」へ進みます。
- ※「更正の請求・修正申告書作成編 (確定申告書データをお持ちの場合)」の P20 をご参照ください。)
- ② 財産債務調書の提出基準に該当しない場合、「財産債務調書」を手書きなどで別途作成する場合や、既に提出済みの場合は「次へ」ボタンを押してください。



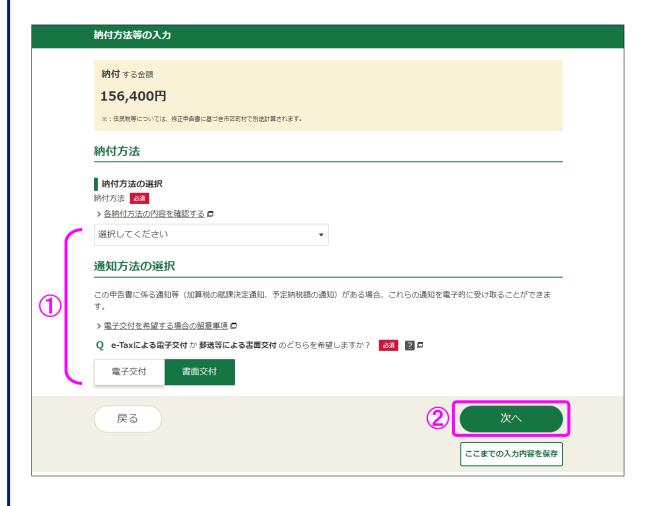
18 「納付方法等の入力」画面

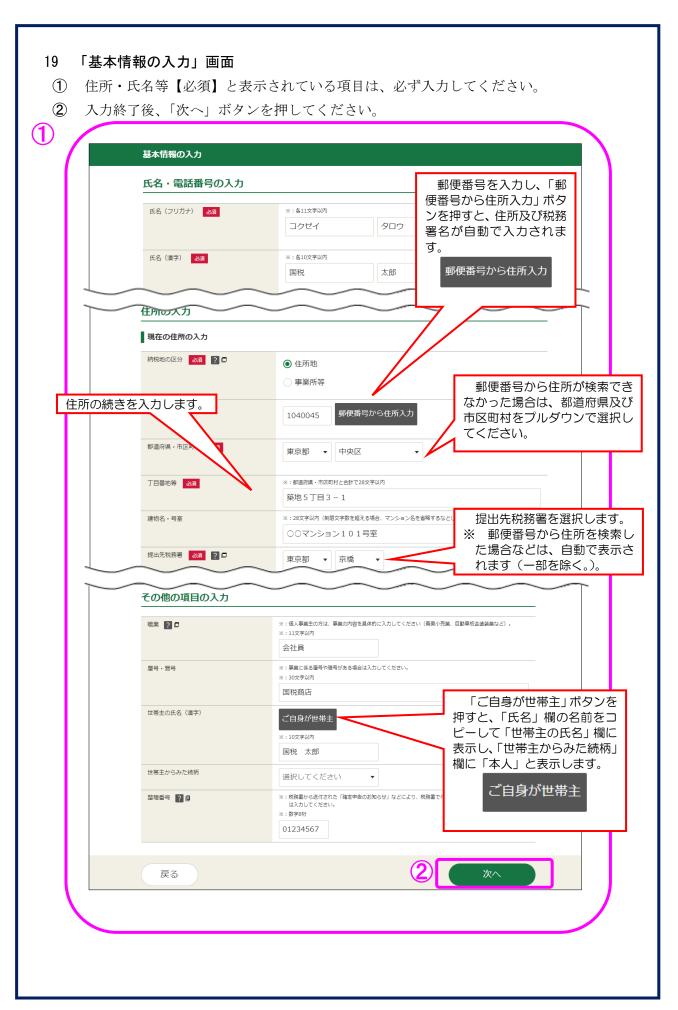
① 納付方法及び通知方法を選択してください。

なお、「スマホアプリ納付」又は「コンビニ納付」を選択すると、税務署や金融機関に出向く必要がない上、手数料も不要です。

税務務署等の窓口での納付を希望する場合は、選択せずに次へお進みください。

- ※1 修正申告により、新たに納付すべき税額は、修正申告書の提出日が納期限となりますので、速やかに納付してください。
- ※2 書面で作成する場合は、スマホアプリ納付をご利用できません。
- ② 選択が終了しましたら、「次へ」ボタンを押してください。 「基本情報の入力」画面へ進みます。





更正の請求書・修正申告書作成編

20 「マイナンバーの入力」画面

画面に表示されている方のマイナンバーを入力し、入力終了後「次へ」ボタンを押してください。

①申告準備→②修正前入力→③修正項目選択→④修正内容入力→⑤送信→⑥データ保存等マイナンバーの入力					
1人目	国税 太郎 (本人)	昭和43年10月31日			
厚	₹ã		次へ		
			ここまでの入力内容を保存		

この画面以降の操作方法については、各画面の案内に従い操作を行ってください。